

【ABC 消費者情報 Vol. 70】

◎投資商法の二次被害にご注意を！

電話で「あなたの以前の詐欺損害を取り戻せる」などと勧誘する投資の二次被害についての相談が寄せられています。

■相談事例

○「以前投資で損した人を救済する機関だ、詐欺被害にあった金額を取り戻せる」と電話勧誘があり、被害回復のための手数料を請求された。

■アドバイス

- 詐欺被害者に対して、「被害額を取り戻せる」と持ちかけ、手数料等を請求する手口です。
- 被害者の名簿が出回っている可能性があります。過去の被害を回復するという不審な勧誘があっても、うのみにしないでください。
- 不審な勧誘はきっぱり断り、それでもしつこく勧誘が続く場合には電話を切りましょう。
- 本来の制度もしくは実在する公的機関かどうか判断に迷ったり、トラブルにあたりしたら、すぐに消費生活センターに相談してください。

<お知らせ>

☆消費生活センターでは、8/22（木）と 8/27（火）に「お金」と「食」に関する親子一日教室を開催します。

受講希望の方は「市民のひろば 8 月号」をご覧になるか、消費生活センターにお問い合わせください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611